

特定救済勘定の増額について

本年度の和解後請求件数については、634人を予定していたところ、それを上回る1000人程度が請求を行うことが予想されることから、400人相当分(1人当たり23,000千円)につき支給総額が予算額を超える見込みであり、以下の変更を行うもの。

◎支出予算額の増額変更

◎関係企業からの拠出金収入に係る収入予算額の増額変更

特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤による C型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法(抜粋)

(特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金)

第14条 機構は、給付金等の支給及びこれに附帯する業務(以下「給付金支給等業務」という。)に要する費用(給付金支給等業務の執行に要する費用を含む。以下同じ。)に充てるため、特定C型肝炎ウイルス感染者救済基金(次項において「基金」という。)を設ける。

2 基金は、次条の規定により交付された資金及び第十七条第二項の規定により納付された拠出金をもって充てるものとする。

(交付金)

第15条 政府は、予算の範囲内において、機構に対し、給付金支給等業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(拠出金)

第17条 機構は、給付金等を支給したときは、給付金支給等業務に要する費用に充てるため、当該支給について特定C型肝炎ウイルス感染者が投与を受けたものとされた特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤に係る製造業者等に、前条の基準に基づき、拠出金の拠出を求めるものとする。

2 製造業者等は、前項の規定により拠出金の拠出を求められたときは、機構に対し拠出金を納付するものとする。